

2020年1月10日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人全国信用金庫協会

企業会計基準公開草案第66号「収益認識に関する会計基準（案）」等に対する意見

今般、標記公開草案に対して、意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

## 質問1（回答者の属性）

お寄せ頂くご意見を今後の審議において適切に踏まえるために、本公開草案の質問にご回答頂くにあたって、いずれの立場（財務諸表利用者、財務諸表作成者、監査人、学識経験者、その他）に基づいてご回答いただいているかをご記載ください。

財務諸表作成者の立場で回答する。

## 質問2（表示に関する質問）

（質問2-1）顧客との契約から生じる収益の区分表示又は注記及び表示科目に関する質問

本公開草案の顧客との契約から生じる収益の区分表示又は注記及び表示科目に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

全面的には同意しかね、一部見直しをいただきたい。

具体的には、「収益認識に関する注記」と同様に、開示目的を示したうえで、開示目的や企業特性等に照らして重要性に乏しいと認められる場合には、区分表示又は注記を要しないものとしていただきたい。

（理由）

- 金融機関においては、財務諸表のうち収益認識会計基準の対象となる科目は限定的であり、例えば、「資金運用収益」の科目は、通常、収益認識会計基準の対象とならず、収益認識会計基準の対象となる「顧客との契約から生じる収益」の大部分は「役務取引等収益」の科目に計上される。また、「役務取引等収益」の科目のうち、顧客との契約から生じる収益以外の収益は非常に限定的であり区分表示を行う重要性が乏しい。

本基準が求める表示・注記の水準は、このような財務諸表における対象取引の金額の重要性と比較して過大である。特に、表示については、注記事項と異なり、開示目的に照らした重要性の判断に係る規定がなく、強制規定になってしまっている。

このため、開示目的を示したうえで、開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる場合には、区分表示又は注記を要しないものとしていただきたい。

- また、開示目的の規定において、「企業の特性」や「財務諸表利用者の属性」も考慮されるべきであることもあわせて明記いただきたい（後記 質問 2-2 と同様）。

（質問 2-2）表示に関するその他の質問

（質問 2-1）以外の表示に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

契約資産の例として「未収収益」を、契約負債の例として「前受収益」を記載いただきたい。

質問 3（注記事項に関する質問）

（質問 3-1）原則として IFRS 第 15 号の注記事項のすべての項目を本公開草案に含めるという本公開草案の基本的な方針に関する質問

本公開草案では、包括的な定めとして、IFRS 第 15 号と同様の開示目的及び重要性の定めを含めたいと、原則として IFRS 第 15 号の注記事項のすべての項目を本公開草案に含めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

基本的には同意するが、一部見直しをいただきたい。

具体的には、開示目的の規定において、「企業の特性」や「財務諸表利用者の属性」も考慮されるべきであることを明記いただきたい。

（理由）

- 基準案 第 80-7 項で「財務諸表利用者が理解できるようにするための情報」の開示について触れているように、注記事項の性質は、財務諸表利用者が財務諸表を理解するための補足情報である。

このため、注記事項は形式的に要請すべきものではなく、開示目的に照らして必要性を判断して記載すべきものであることから、企業ごとに重要性が異なり、IFRS 基準の任意適用企業及び上場企業等（以下「上場企業等」という。）とその他の企業（非上場企業や協同組織など）でも、その特性の違いに起因して当然に異なるものと考えられる。

基準案 第 165 項では「特定の注記が財務諸表利用者の意思決定に影響を及ぼすか否かについては、契約の種類により異なると考えられる」とあるが、「契約の種類」のほかに、「財務諸表利用者の属性」を含めた「企業の特性」によっても、注記の有用性や意義は異なると考えられる。また、基準案では、IFRS の要請事項と平仄を合わせた提案が行われているが、国際的なルールとの比較可能性の必要性も、「財務諸表利用者の属性」や「企業の特性」によって異なる。

このため、開示目的の規定において「財務諸表利用者の属性」や「企業の特性」を開示判断の要素として追加していただきたい。

(質問 3-2) 重要な会計方針の注記に関する質問

本公開草案における重要な会計方針の注記の定めに関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

全面的には同意しかね、一部見直しをいただきたい。

具体的には、「収益認識に関する注記」と同様に、開示目的を示したうえで、開示目的や企業特性等に照らして注記事項の重要性を判断できるものとしていただきたい。

(理由)

- 上記 質問 2-1・3-1 と同趣旨である。

(質問 3-3) 開示目的に照らして注記事項を判断するという本公開草案の基本的な方針に関する質問

本公開草案では、企業の実態に応じて、企業自身が開示目的に照らして個々の注記事項の内容を決定することを求めることを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

基本的には同意するが、一部見直しをいただきたい。

具体的には、開示目的の規定において、企業の特長や財務諸表利用者の属性も考慮されるべきであることを明記いただきたい。

(理由)

- 上記 質問 3-1 と同内容である。

質問 4 (契約資産の性質に関する質問)

本公開草案の契約資産の性質に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由をご記載ください。

基本的に同意するが、一部表現を修正いただきたい。

(理由)

- 基準案の表現では、「契約資産」の全てについて貸倒引当金を計上すべきと読めてしまうが、必ずしも全てに対して貸倒引当金を計上しているわけではなく重要性等も考慮されるべきである。また、貸倒引当金のほか、減損処理も想定される。このため、基準案 第 77 項において「契約資産に係る貸倒引当金の会計処理は」とある記載について、「契約資産に係る貸倒引当金等を計上する場合は」と修正いただきたい。

## 質問 5 (適用時期及び経過措置に関する質問)

### (質問 5-1) 適用時期に関する質問

本公開草案では、比較年度の表示及び注記についての一定の経過措置を設けたうえで、2018 年会計基準の適用日を踏襲し、20XX 年改正会計基準等を 2021 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することを提案しています。

本公開草案の適用時期に関する提案に同意しますか。同意しない場合には、その理由（仮に、本公開草案で提案している表示又は注記事項の一部の項目について提案されている適用日までの対応について困難が想定される場合にはその内容、理由及び対応に要すると見込まれる期間）をご記載ください。

本基準の適用範囲について「金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料」が除外されているが、当面の間、「その他のこれに類する手数料等」（融資関連の手数料全般を想定）を適用対象外として扱えるものとしていただきたい。

### (理由)

- 現在、貴委員会では、IFRS 第 9 号等を踏まえた金融商品会計の見直しについて議論が行われている。

IFRS 第 9 号においては、「分類及び測定」の論点のうち、実効金利法による償却原価測定の際に「実効金利の調整として扱われる実効金利の不可分の一部である手数料」を考慮することとされており、本基準において「金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料」が適用対象外とされたのは、金融商品会計の見直し動向を考慮したものと承知している。

- 他方で、本基準案では、「顧客との契約から生じる収益」の区分表示や注記が求められており、収益認識会計基準の適用対象か否かを厳密に判定する必要性が生じる。

金融機関が顧客から収受する融資関連手数料には、金利の前受けとしての性質が強いものから、登記等の事務代行サービスの対価といえるものまで、様々な性質のものが含まれる。

これらについては、IFRS 第 9 号における実効金利法の検討を行う際にも、検討対象となることが想定されるため、収益認識会計基準への対応という一面からのみ検討を行うことは合理的ではなく、規制対応コストの観点からも適切ではないものと考えられる。

- 本会は、金融商品会計の見直しに対して反対意見を表明している立場ではあるが、万一、実効金利法による償却原価測定の導入が検討される場合には、二重の対応コストが生じる可能性を懸念している。このため、現時点においては、融資関連の手数料全般について、IFRS 第 9 号における「実効金利の調整として扱われる実効金利の不可分の一部である手数料」の規定の範囲よりも幅広く適用除外とできる経過措置を設けるべきと考える。

質問7（その他）

その他、本公開草案に関して、ご意見がありましたら、ご記載ください。

基準開発の基本的な考え方として、IFRS等の国際基準との整合性を図るための基準開発を行う場合、非上場企業や協同組織など、企業属性あるいは利害関係者が上場企業等とは異なる企業に対して、国際基準における取扱いをそのまま取り入れることは適切ではない。

このため、企業属性等に応じて柔軟な運用が可能となるように配慮いただきたい。

（理由）

- 貴委員会が開発の目的として掲げる「統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる」ために、上場企業等を対象に、IFRS等の国際基準を踏まえた基準開発を行うことは理解できるが、非上場企業や協同組織など、企業属性あるいは利害関係者が上場企業等とは異なる企業を対象とすることは適切ではない。

同じ株式会社であっても上場企業と非上場企業では、投資家（株主や財務諸表利用者等）へのアプローチが異なる。上場企業は、不特定多数の株主に対して透明性・公平性の高い開示が求められるが、非上場企業は、開示の対象が特定の株主である。さらに、大企業と中小企業でも、対応できる体力が異なる—といったことを踏まえると、上場企業等に適用するために開発された基準を、その他の企業（非上場企業や協同組織など）に同様に適用することは適切ではなく、対応が必要となる企業は限定されるべきであると考えます。

このため、基準開発にあたっては、例えば、国際的なルールとの比較可能性の必要性や上場・非上場、株式会社とそれ以外の企業など、組織や企業属性に応じた導入の是非などについても検討していただく必要がある。

- 本基準案に関しては、企業属性等に応じて柔軟な運用が可能となるよう、上記質問2～3の検討にあたっては、この観点を検討していただく必要がある。

以 上